

集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正を行わない  
ことを求める意見書を衆議院及び参議院に提出することを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 5 号

受理年月日 平成 27 年 6 月 10 日

付託年月日 平成 27 年 6 月 26 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 政府は憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認、海外での武器  
使用の拡大等を内容とする閣議決定をしました。

集団的自衛権の行使は他国の戦争に加担することです。日本が直接攻撃を受けて  
いないにも関わらず、他国に対する武力攻撃に武力で反撃し戦争そのものをするこ  
とです。

このような憲法の基本原理に関わる解釈の変更は憲法第 9 条を真っ向から否定す  
るものです。憲法に拘束されるはずの内閣がこれを閣議決定で行うことは立憲主義  
に違反しています。

したがって、このような閣議決定を実施するための立法も、憲法に違反して許さ  
れません。条約、協定の締結も無効です。

本閣議決定を即時撤回し、本閣議決定に基づく自衛隊法の改正等の関連立法を断  
念することを強く求めます。

日本はこれまで資金援助、インフラ整備、技術、医療、教育の提供などで多くの  
国際貢献をし、世界的に評価されています。平和貢献とはこのようなことであり、  
抑止力の一つです。決して武力によって平和がもたらされることはありません。(別  
紙参照)

つきましては、江戸川区議会においてこの陳情を可決し、今国会中にすみやかに  
衆議院及び参議院へ意見書をご提出いただきますよう陳情します。